博覽會出品投票の開札

兼て募集したる第三回内國勸業博覽會出品の投票は昨三十一日迄の期限にして開票の結果は早速紙上に報告す可き筈なれども募集の廣告以來昨日に至るまで續々本社に達したる投票は非常の多數にて机上に山を成し隨て其調査方も非常の手數を要する次第に付き全く調査を終り之を公にするは數日の後に在る可し此段豫め廣告致候也

明治廿三年八月一日　時事新報社

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社より直接に郵便にて遞送するものに限り右定價の外に一箇月十五錢の遞送料を申受く

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行　ヨリ　付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

議員撰擧の事既に終を告げ議會開場の期も愈々切迫したるに付き官民ともに益々その用意に忙しく政治社會は一層の景氣を加へたるが如し蓋し本年の國會は世間一般の兼て待設けたる處にて殊に其何の人々は年來用意に抜目なかりし事なれども想像と實際とは案外に相違あるものにて流石の當局者も時日切迫の今日とありては端なく豫想外の事情に遇ひ兼ての用意も猶ほ足らざる所あるを發見して更に新に工風を運らすものもある可し人生に免るゝ能はざる所にして其用意も多々益々なりと雖も徒らに想像を逞ふし斯くもある可し斯くもせざる可らずと事の前に用意したりとて實際は案外に出づるみと多ければ當局者は事に臨むに當り種々の用意の其外に豫め一個の見識を定め以て萬般の機變に應じて其體面を保つの覺悟なかる可らず聞く所に據れば政府にては國會に對する諸種の用意中歳出入の事に就ては細密の點に至るまでも注意を怠らず彼の既定の歳出云々の一事の如き部内の議論も一ならずして或は法律勅令を以て所謂既定の範圍を定め議會をして毫も喙を容れしむ可らずとの議もありと云へり初度の議會に對して注意の密なるは去るまでもなれども既に議會を開きて事を議せしめながら傍より之を牽束するは成年に達したる男子を小兒視すると同樣、決して事の體を得たるものと云ふ可らず例へば國防の經費の如きは一國の獨立に關する程のものなれば若しも議場に於て之が毫厘を議するが如き事もあらば實に由々しき大事なれども我輩の所見を以てすれば全國を代表する日本の議會に於てまさかに斯る無法の說ある可しとも思はれず若し萬一も斯る無法の決議を爲すみとあらんか其時みそは政府に於て斷然たる處置もある可きなれ然るに平生より萬一の時を杞憂して議會の運動を自由ならしめざるが如きは却て事の要を得ざるものと云ふ可きのみ抑も政府が國會に對するの要は先づ國中多數の人望を得て以て其根底を固ふするに在り政府の根底既に固ければ議場千百の議論は決して憂ふるに足らざれども若しも其處置拙泥に失し外形の法律に依賴して他の細事にまで干渉し其擧動を自由ならしめざる如きあらは以て國中多數の人望を得る所以の策にあらざるのみならず之が爲め却て議會の紛亂を多くするにも至る可し我輩が政府の爲めに取らざる所なれば議會愈々開場の曉には政府は大に心膽を打披ひて議場に切て出で議會の運動を自由ならしむると共に亦自ら其運動を自由にするの覺悟なかる可らざるなり扨又議會の一方より見るに今の日本には政黨の名ありと雖も未だ其實なく其所謂何黨何派と稱するものも何れも三々五々の小黨派に過ぎずして漠然たる一團體を成したるものなし而して是等の黨派の人々もしくは中立と稱する所の人々は從來國會に就て如何なる用意をなしたるやと云ふに其用意たる議會に出でたる後の用意にあらずして寧ろ議會に出でんとする爲めの用意に過ぎざりし事なれば愈々今日とありては更に大に覺悟する所なかるべからず顧ふに互に意見を異にして相統一せざる所の小團體が議會中に分立して互に紛爭するの不利なるは今更いふ迄もなく多數の議員中には曾て撰擧者に對して誓言の次第もあればとて詰らぬ處に力を入れ政費節減の吏員減少云々など些々たる細目に渉りて徒らに議論の噴しきを致すみともあらば却て他の侮を招て議會の體面を損するみと少なからざる可し要するに本年の議場には未だ如何なる手段を定むるの暇なく所謂紀律なきの兵と同樣其進退は必ず銘々思ひ〳〵なる可きに付き直進深入敵陣を衝くは決して策の得たるものにあらざれば斯る場合には唯眞方の壘壁を高ふして固く之を守るの外ある可らず即ち本年初度の議會には進んで政府を攻擊するが如きは先づ二の次となし只管其權利權限の防禦線を守りて一歩も退かざるの覺悟みそ肝要ならんのみ蓋し我防禦線を守り敵をして一歩も其内に踏込ましめざるは最初一戰の利益のみならず大に他年進取の力を養ふ所以のみ所謂の覺悟は先づ此邊に定め置には最要の手段あれば初度の議會に於て議會の初陣きは斯くて次第に紀律の定まり士心の一なる其時機を見計ひ大に進取の策を取るも未だ遲とせず我輩は只管官民の無事を祈りて敢て一會するものなり

官報

海軍下士任用進級條例

御名　御璽

明治二十三年七月三十日

勅令第百五十二號

海軍下士任用進級條例

第一條　海軍下士ハ三等ヲ初任トシ海上勤務二箇年以上ノ實役停年ヲ經タル一等卒中ヨリ左ノ區別ニ從ヒ任用ス一　三等兵曹ハ高等水兵練習艦若クハ水雷術練習艦卒業ノ一等水兵又ハ海兵團ニ於テ信號教程ヲ卒業シタル一等水兵ヨリ任用ス二　三等機關手ハ機關學校卒業ノ一等火夫又ハ水雷術練習艦ニ於テ水雷教程ヲ卒業シタル一等火夫ヨリ任用ス三　三等旗手ハ一等旗信ヨリ任用ス四　三等警鐘手ハ高等水兵練習艦ニ於テ信號教程ヲ卒業シタル一等水夫ヨリ任用ス

第二條　三等書記ハ海軍大臣ノ定ムル任用試驗ニ合格シタル一等書記ヨリ任用ス

第三條　三等主計ハ海軍大臣ノ定ムル任用試驗ニ合格シタル一等主計ヨリ任用ス

第四條　三等軍樂手ハ一等樂手ヨリ任用ス

第五條　三等醫師ハ醫術學校卒業ノ生徒又ハ前項ニ依ラス造船工學校卒業ノ生徒又及第シタル者ヨリ任用ス○第二條　左ニ�lタル者ハ海軍大臣ノ定ムル任用試驗ニ合格シタル者ニ限リ任用スルコトヲ得ス二　一年齢二十年未滿ノ者三　禁獨以上ノ刑ニ處セラレタル者○第三條　遊戯ハ相撲ノ陸遊ヲ許スコトナク缺員アルニアラサレハ遊戯セシムルコトナシ又機關學校ノ卒業シタル機關手特別教育規程ニ依リ卒業シタル生徒ノ外學術檢査級セシムルコトヲ得ス○第四條　三等下士ニシテ海上勤務二箇年以上ノ者ハ陸上勤務二箇年八箇月以上一等下士ニシテ海上勤務三箇年以上ノ者ハ陸上勤務四箇年以上ノ實役停年ヲ經タル者ハ其停年ヲ減ジテ進級セシムルコトヲ得○第五條　戰時ニ在テハ實役停年ヲ減ジテ進級セシムルコトヲ得○第六條　敵ノ捕虜トナリ正當ノ理由アル者ハ其年月ヲ實役停年ニ算入ス○第八條　停年ヲ算スルニハ三月一日ヲ以テ終期トス○第九條　公務ニ原因セサル傷病疾病ニ依リ上陸療養ノ日數ハ海上勤務ニ算入セス○第十條　海上勤務ヨリ陸上勤務ニ轉レタル者ノ停年ハ海上勤務日數ノ三分ノ一ヲ加算シ陸上勤務ヨリ海上勤務ニ轉シタル者ノ停年ハ陸上勤務日數ノ四分ノ一ヲ減算スルモノトス○第十二條　下士ノ任用進級ハ兩兵團在籍ノ區別ニ從ヒ各鎮守府司令長官之ヲ行ヒ一等下士ハ進級及遣兵廠火藥工廠水路部ニ勤務セシム技工ノ任用進級ハ海軍大臣之ヲ行フモノトス○第十三條　艦隊長各鎮長ハ海軍機關檢査終ノ任部下ノ下士及一等卒中進級セシムヘキ者ヲ撰拔シ下士任用進級候補者簿ヲ調製シ所屬ノ鎮守府司令長官艦隊司令長官ニ出ス可シ但鎮守府ニ屬セサル艦長離長ノ調製セル下士任用進級候補者簿ハ候補者ノ在籍兵團ヲ管スル鎮守府司令長官ニ出スヘシ○鎮守府ニ屬セサル艦長離長ノ調製セル下士任用進級候補者簿ハ海軍大臣ニ出ス可シ○第十四條　兵團機關手曹長ノ職ニ充ツ可キ者二　掌砲ノ職ニ充ツ可キ者二　信號ノ職ニ充ツ可キ者乙　機關手一　汽罐部員ノ職ニ充ツ可キ者二　水雷工ノ職ニ充ツ可キ者丙　技工一　造船ノ職ニ充ツ可キ者二　汽機汽罐製造ノ職ニ充ツ可キ者三　造兵ノ職ニ充ツ可キ者○第十五條　鎮守府司令長官艦隊司令長官ハ部下ノ軍艦司令官軍艦長同港在ル部下ノ艦長ヲ會同シ下士任用進級候補者簿ニ載キ候補者ノ技能ノ優劣ニ依リ順序ヲ定メ下士任用進級決定候補者簿ヲ調製シ海軍大臣ニ出ス可シ艦隊司令長官ハ部下ノ司令官軍艦長同港ニ在ル部下ノ艦長ヲ會同シ下士任用進級決定候補者簿ヲ調製シ鎮守府毎ニ區別ス可シ鎮守府司令長官他鎮守府本管ノ艦ヲ管轄スルコトアルトキハ亦同シ○第十六條　決定候補者簿ノ効ハ次回ノ決定候補者簿調製迄ノモノ者ハ之ヲ除ク者ニ決定候補者簿ニ登載ノ後任用進級セシムル能ハサル事由ヲ生シタルモ定員ニ充ツタル後ニ非サレハ級任スルコトヲ得ス」練習生ハ艦隊艦非役艦ノ定員ニ充ツタル後ニ非サレハ級任スルコトヲ得ス○第十七條　左ノ場合ニ在テハ前諸條ノ例ニ依ルコトナク任用シ又ハ進級セシムルコトヲ得一　敵前ニ在テ殊勲ヲ奏セシ者ニ對シ必要ノ員數ニ充ツ可キ者○第十八條　鎮守府司令長官艦隊司令長官司令官ハ興軍ノ日ニ方リ艦地ニ派遣スル艦長ニ下士任用進級權ヲ假スコトヲ得

○陸商務省第七號

今般法律第五十五號發布ニツキ鑛業ニ關スル出願手續等左ノ通相定ム

農商務大臣侯爵黒田清隆

明治廿三年七月卅一日

第一條　試掘若クハ借區ノ許可ヲ受ケント欲スル者ハ願書ニ勅令第百五十一號第一條ノ手數料ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ必要ノ圖面ヲ添ヘ書類ヲ附シ鑛業ノ所在ヲ管轄スル地方官ヲ經由シ農商務大臣ニ提出スヘシ」但シ試掘及借區願書ハ第一號及第二號書式ニ坑區圖ハ第一號雛形ニ依ルヘシ○第二條　坑法第九款第二項ニ依リ願書ノミヲ提出ストキハ府縣國郡市町村大字小字及概略ノ地主住居借區人ノ住居及市町村長郡長及地方長官ノ奥書ヲ要シ附屬圖ニハ地主住居借區人ノ住居及市町村長郡長及地方長官ノ奥書ヲ要セス○第四條　試掘借區適否、借區外坑道及借區ノ寸數等所定設等ニ關スル願書ヲ農商務大臣ニ提出シタルトキハ同時ニ其ノ願書及圖面ノ寫ヲ添ヘ試掘地又ハ借區地ノ市町村長ヲ經由シ地方長官ニ届出フヘシ」地方長官ニ於テ前項ノ届書ヲ受理シタルトキハ國面ノ正否公益上ノ利害其ノ出願地ニ於テ他ノ鑛業ヲ營ム者ノ有無ヲ調査シ意見ヲ附シ農商務大臣ニ具申スヘシ其ノ御料地若クハ官有地ニ係ルモノハ地方長官主管ノ官廳ヲ經テ遂ヘシ○第五條　第二項ノ届書ヲ受理シタル鑛務ニ就テ借區ノ出願スル者ハ其ノ鑛物ノ標品ヲ農商務省鑛山局長宛ニテ提出スヘシ」術坑ニ試掘ヲ出願スル者其ノ所坑ヨリ出鑛鑛物ヲ採製シタルノ事蹟ノ證明シ得ルトキニ限リ標品ヲ要セス」同項ノ標品及證明書ハ借區願書ト同時ニ提出スヘシ」但シ試掘ヲ出願スル者ハ其ノ標品ヲ農商務省鑛山局長宛ニテ提出スコトヲ得サルトキハ目下ノ所ニ於テ借區出願ノ爲メ必要ナル土地ノ測量ニ就キ地方長官ヘ其ノ認可ヲ出願シタル場合ニ於テハ地方長官ハ五日以内ニ認可狀ヲ下付スヘシ者シ認可狀ヲ下付スヘシ（カラサル）モノト認メタルトキハ出願ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ理由ヲ具シ農商務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ（雛形略ス）

雜報

○度量衡調査の必要　農商務省にて度量衡の實地調査を爲すがため關西地方へ取調員を派出したるみとは已に紙上に記載せしが猶ほ詳細なる事情を聞くに從來度量衡檢査上の模樣を見るに各地多少の寬厦あるを免れざるが故に隨て其度に也幾分の相違を生じ居るやも知れざるに付き度量衡條例を改正するを先き其邊の酌酌を爲すみとの最も必要あるに出でしものあるが既に府下の商賈人が用ふる所の度量衡の如きは實地之を調査し右の取調員が關西に赴く前みは武州八王子邊などの實況をも觀察せしが關西にても大坂の如き商賈の最も盛んなる場所を取調ふると共に又其餘地に行はるゝ度量衡をも觀察し他日發布すべき改正條例の不都合なきを期するのみならず此改正の如何に依りては從來一般の人民が所持する所の度量衡の存廢にも關し人民に及ぼす所の利害容易あらざるに付き迂濶の處置はなしがたしとて頗る配慮する所ある由なれば改正條例の發表は十一月以後なるべしとなり

寄

製茶の販路を擴ぬるの要　我國の製茶は抑も我國の製茶は漸を開設せしに際し來りし紅茶の見本を適するの否やを試列せしひるとしたる製茶は（紅茶）にや或る部分を除き薄にして今一層製造せんと欲せば告を得たりとの事恐德尼府萬國博覽に在ては綠茶の輸造を奬勵するを要に冷淡に着過て去稍や疎濛の狀況に派して紅茶生我國當業者の面目振の原因を回顧す心し將來の結果如くと言ふ可し而し張せん事を欲して場に輸出し以て其に迂濶なりと言はの物なりと強て の好む處の物を以優れるに如かざる故に現今日本製茶須く綠茶の販路擴法を研窮し隆譽に於ては益新販路を隆盛に赴くや必益增加するを至らすべし依是觀之目に進めんと欲せはらざる然も簡便なんとする綠茶の來有爲の見込ある端を開發するも豈らずや

論者或は言はん今するには頗る困先製國の紅茶と競爭せんと欲せは悟せざるべからず を有せりと我は是敎師資格を有せり遷遠なり思ふて茲然らんより寧ろ競方に力を一致して其事に一理なきにはず嫌の類には非べしと唱ふる所以弦に其一二を擔近來漆洲人んと大陸諸のにあらずに從て政府より此際に日本に產し本に向け輸を得ば彼我の如き商常

○新聞紙神戸朝後車時刻　新橋發午前六時五分（急行）、六時四十分、八時、八時三十五分、九時三十分（急行）、十時四十五分、午後一時三十五分、二時三十分（急行）、四時四十五分（急行）、五時五十分、六時五十五分、八時三十五分、九時五十五分、十一時十五分（急行）、十時十分（急行）●横濱發午前六時三十分、七時二十分、八時十分、九時十五分（急行）、十時二十二分、十一時三十分、午後零時四十五分、二時十五分（急行）、四時二十五分（急行）、五時、六時三十分、七時十分（急行）、八時十分、九時十分（急行）、十時十五分（急行）、十一時五分（急行）、十時十分、十一時十五分（急行）●横濱發午前六時五分（急行）、六時四十分、八時、八時三十五分、九時三十分（急行）、十時四十五分、午後一時十五分、二時三十分（急行）、四時四